

議案第52号

福島市議会の個人情報の保護に関する条例の 一部を改正する条例制定の件

本議案を、地方自治法第112条第1項及び福島市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和7年3月13日

福島市議会議長 萩原 太 郎 様

提 出 者

福島市議会議員

白川 敏明

真田 広志

高木 克尚

後藤 善次

村山 国子

(別紙)

福島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

福島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第49条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第32条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第33条第3項中「この章において」を削る。

第39条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第40条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「第4章」を「前章」に改める。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正されたこと、並びに所要の規定の整備に対応するため、所要の改正を行うものである。